

特定廃棄物埋立処分施設の状況確認の実施結果

1 概要

調査日時	令和5年11月8日 10時00分 ~13時00分
調査対象	クリーンセンターふたば

2 調査事項(各法令等の基準を参考に福島県が選定)

○放射性物質汚染対処特措法に基づく埋立処分基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 埋立処分の方法	■	□	
2 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を7日に1回以上測定・記録	■	□	
3 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止	■	□	
4 生活環境保全上の必要な措置	■	□	
5 廃酸・廃アルカリの埋立処分の禁止	□	□	該当なし
6 公共用水域と遮断されている場所以外での埋立処分の方法	■	□	
7 浸出液による公共用水域汚染防止装置	■	□	
8 記録及び特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面の作成、最終処分場の廃止までの間、保存	■	□	
9 1日の埋立作業を終了する場合の措置	■	□	

○最終処分基準省令に基づく構造基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 地滑り防止工又は沈下防止工の設置	■	□	
2 廃棄物処分場の表示等	■	□	
3 周囲に囲いの設置	■	□	
4 廃棄物流失防止のため、擁壁、えん堤等の設置	■	□	
5 浸出液による公共用水域汚染防止装置	■	□	
6 地表水流入防止のための開渠等の設置	■	□	

○最終処分基準省令に基づく維持管理基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 廃棄物の飛散・流出防止	■	□	
2 悪臭の防止	■	□	
3 火災発生の防止、消火設備の具備	■	□	
4 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止	■	□	
5 廃棄物処分場の表示等の管理	□	□	該当なし
6 囲いによる立入防止、埋立地範囲の明確化	■	□	
7 擁壁等の定期的な点検、損壊の防止措置	■	□	
8 遮水工が損傷するおそれがある場合、表面を砂等に被覆	■	□	
9 遮水工を定期的に点検、遮水効果が低下するおそれがある場合、速やかに回復措置	■	□	
10 地下水の水質検査(測定・記録)	■	□	
11 地下水検査の結果、水質の悪化の場合、原因、調査・必要な措置	□	□	該当なし

特定廃棄物埋立処分施設の状況確認の実施結果

調査事項	適	不適	特記事項
12 浸出液処理設備の維持管理	■	□	
13 導水管等の防凍措置の定期的な点検、異状を認められた場合には、措置	■	□	
14 開渠等の機能の維持、開渠に堆積した土砂等の除去	■	□	
15 通気装置設置による埋立地発生ガスの排除	■	□	
16 残余の埋立容量測定・記録→1回/年以上	■	□	
17 次の記録及び石綿含有廃棄物を埋め立てた位置を示す図面の作成、最終処分場の廃止までの間、保存	■	□	

○廃棄物処理法施行令に基づく埋立処分基準



調査事項	適	不適	特記事項
1 浄化槽汚泥・し尿	☑	☑	該当なし
2 特定家庭用機器一般廃棄物	☑	☑	該当なし
3 石綿含有一般廃棄物 (1) 一定の場所、分散しないように行う (2) 飛散・流出の防止のため、その表面を土砂で覆う等の措置	☑	☑	
4 石綿含有一般廃棄物の処分・再生による廃棄物	☑	☑	該当なし
5 特別管理一般廃棄物及び処分・再生による廃棄物(施行令別表第1に掲げるばいじん、燃えがら、感染性廃棄物)	☑	☑	該当なし
6 ばいじん、燃えがら、その処理物 (1) 水分を添加、固型化、こん包する等の措置 (2) 運搬車の洗浄等 (3) 表面を土砂で覆う等の措置	■	□	

※最終処分基準省令との重複項目については、除く。

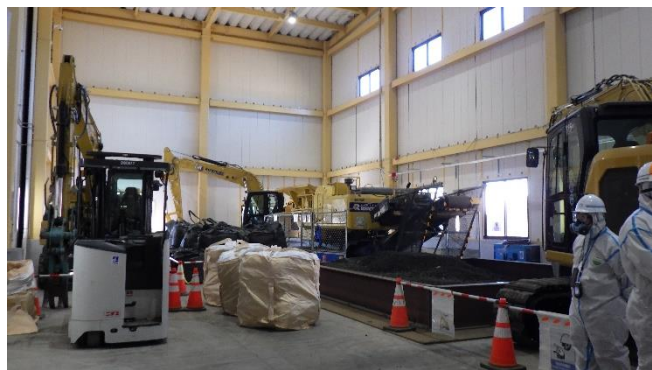
○生活環境保全条例に基づく排水基準

調査事項	適	不適	特記事項
排水基準の適合、自主測定の実施	■	□	

3 調査時の様子

	
<p>I 期埋立地の状況 異常なし。不陸整正の作業中。</p>	<p>浸出水貯槽の状況 異常なし。容量確保のため増設された貯水槽。</p>

特定廃棄物埋立処分施設の状況確認の実施結果



詰替え施設

異常なし。埋立物（不燃物）の詰替え作業中。



セメント固型化施設

異常なし。